

## 平成29年4月からの総合事業移行に伴う

## 指定介護予防訪問・通所介護事業所の対応について

## 1. 概要

柳川市では、要介護状態の予防と自立に向けた支援、多様で柔軟な生活支援のある地域づくりを推進していくために、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）を実施します。

円滑な移行を図るため、移行当初は要支援認定者の予防給付と同等の**現行相当サービス（訪問・通所）、緩和型訪問サービスA（生活管理指導員派遣事業：委託予定）、短期集中型通所サービスC（二次予防事業の元気が出る学校：委託予定）の「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」**で実施し、段階的に多様なサービスを導入していきます。

現行相当サービス（訪問・通所）は上記のとおり、要支援認定者の予防給付と同一の基準（指定・報酬・加算・本人負担割合など）での実施となります。

## ●総合事業での介護予防訪問介護・通所介護事業者の対応の流れ

## (1) 総合事業の指定事業者の指定

総合事業の“**現行相当サービス**”を実施するには「**みなし指定**」または、広域連合から「**介護予防・生活支援サービス事業所指定**」を受ける必要があります。

◆「**みなし指定**」については、平成27年3月31日までに予防訪問・通所事業者の指定を受けている事業所は、総合事業の「**みなし指定事業所**」となっていますので、**手続きは不要**です。ただし、有効期間【平成27年4月1日から平成30年3月31日】が設定されていますので、期間満了以降も継続して実施する際には、改めて更新申請が必要となります。

◆「**介護予防・生活支援サービス事業所指定**」については、平成27年4月1日以降に予防訪問・通所事業者の指定を受けた事業所が該当し、別途、広域連合への申請が必要となります。

## ■平成27年3月31日までに介護予防訪問(通所)介護の指定を受けていた事業者

サービス内容	指定を希望する場合	指定を希望しない場合
現行サービス相当 (相当サービス)	手続き不要(みなし事業所)	指定辞退届出書の提出

## ■平成27年4月1日以降に介護予防訪問(通所)介護の指定を受けた事業者

サービス内容	指定を希望する場合	指定を希望しない場合
現行サービス相当 (相当サービス)	福岡県に提出した指定申請書類一式 (写し)+介護予防・生活支援サービス 事業所指定申請書+付表	不要

サービスの基準(人員、設備、運営)は国が省令で定めた基準(現行の基準と同様)、単価は、訪問介護、通所介護とも算定単位が1月あたりの包括単位とします。また、加算についても現行と同様です(介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表参照)。

《補足》

- 事業の“指定”の種別は「介護給付」、「予防給付」、「総合事業(みなし指定、介護予防・生活支援サービス事業所指定)」の3種類あることとなります。
- みなし指定の事業所番号は、現行のものをそのまま使用します。
- 総合事業の指定、更新の届出様式、サービスコード等は、市のホームページに掲載する予定です。
- 総合事業に移行するサービスは、介護予防給付サービスのうち、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のみです。認知症対応型通所介護や小規模多機能型の訪問・通所は移行しません。

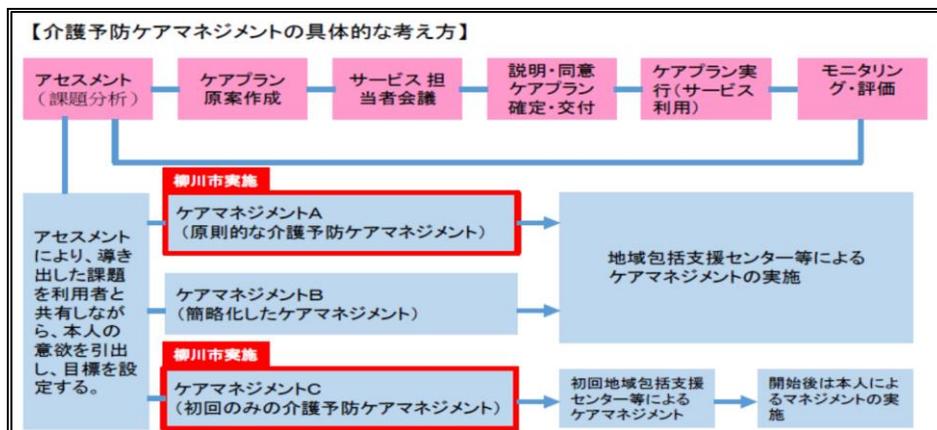
## (2) 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センター(一部委託先指定居宅介護支援事業所含む)は、利用者、事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行います。

◆総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)の対象者

- ① 平成 29 年 4 月以降に、新規・変更・更新により要支援認定を受けた方(=要支援事業対象者)
- ② 基本チェックリストにより「事業対象」と判定された方(=チェックリスト事業対象者)

★平成 29 年 4 月時点で要支援認定中の方は、認定期限まで予防給付を継続しますが、4 月以降、要支援認定更新時期を迎える方から、順次総合事業に切り替わります。柳川市地域包括支援センターと調整のうえ対応願います。



上図のとおり、基本的プロセスは変更ありません。

ただし、サービスが予防給付から総合事業に変わるため、契約書、重要事項説明書、運営規定、定款について総合事業に関する記載を盛り込み説明する必要があります。適切にご対応をお願いします。

契約書等様式の変更方法に決まりはありませんが、下記に【見直し例】を記載しますので、ご参照ください。

《補足》

- 「チェックリスト事業対象者」の有効期限は設定しません。
- 40歳から64歳までの第2号被保険者の方が総合事業を利用する際は、必ず要支援認定が必要になります。
- 契約書等は、予防給付と総合事業を別々に作成しても、一体的に作成してもかまいません。また、現行の書式を流用してかまいませんが、介護保険法で使用されている用語にて記載願います。【例】「第一号訪問事業(現行相当サービス)」

《契約書見直しの一例》

契約書に以下の文面を追加する

(介護予防・日常生活支援総合事業を利用する場合)

第〇条利用者が介護保険法等関連法令に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という)を利用する場合には、本契約に「介護予防サービス」とあるのは「総合事業サービス」、「介護予防支援」とあるのは「介護予防ケアマネジメント」と読み替えるものとする。

### (3) サービス提供と利用料支払

事業所は利用者へサービスを提供し、利用者は事業者へ利用料(利用者負担分)を支払います

◆予防給付の訪問・通所の利用については、すべての市町村、すべての要支援認定者の総合事業移行が完了するまでは、要支援認定者ごとに予防給付か総合事業かを把握する必要があります。

また、これ以外のサービス(訪問看護、通所リハビリ、福祉用具等)は引き続き予防給付であるため、給付と事業を組み合わせた給付管理となります。

◆利用限度額について、チェックリスト事業対象者の支給限度額は、原則要支援1相当(5,003単位)とします。

◆要支援事業対象者が総合事業を利用する場合は、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と総合事業を一体的に管理します。

◆利用者負担の割合は、予防給付と同様、1割負担(一定以上所得者は2割)となります。

《補足説明》

■総合事業の訪問サービスコード表には、現行のⅠⅡⅢのほかにサービスAのサービスコード表がありますが、柳川市では予防給付を現行相当サービスとして移行する方法を取りますので、サービスAのサービスコードは使用しません。（※訪問サービスAは委託方式の予定です。）

■総合事業の通所サービスコード表も、サービスAのサービスコードは使用しません。（※サービスがないため。）

■上記いずれも、1月包括単位とします。

サービス種類	総合事業未移行の利用者	総合事業へ移行した利用者			
		現行相当サービス	みなし	A1	1,168
訪問介護	61	現行相当サービス	独自※	A2	単位+加算
			みなし	A5	
通所介護	65	現行相当サービス	独自※	A6	単位+加算
			みなし	A5	

※平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所は「独自」のサービス種類コード(A2・A6)となる。

※サービスコード詳細は別紙「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード」(福岡県介護保険広域連合)をご参照ください。

#### (4) 事業費の請求

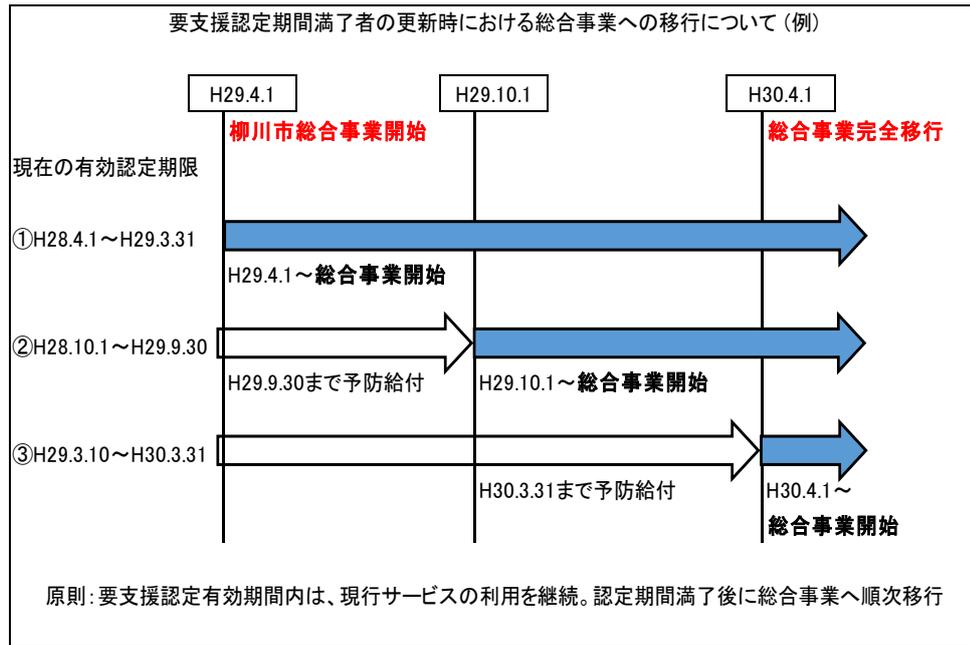
事業所は国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求します。

総合事業の現行相当サービスの審査支払は、これまでと同様、国保連経由で行います。

ただし、その際の請求コードは、広域連合の介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードによる総合事業専用の請求コードを使用します。介護給付費からではなく地域支援事業費からの支払いとなるためです。

4月以降、要支援認定更新時期を迎える方から、被保証の記載が「要支援」「事業対象者」にかかわらず(つまり給付併用か事業のみかにかかわらず)、順次総合事業の請求コードに切り替えていただきますので、柳川市地域包括支援センターと調整のうえ対応願います。

また、柳川市の総合事業対象者は、柳川市の被保険者及び柳川市に住民票のある住所地特例者となります(つまり、柳川市地域包括支援センターが担当する利用者)。



《補足説明》

■現在事業所で使用している介護報酬請求システムが、平成27年度制度改正に対応しているか、システム開発業者にご確認ください。システム対応が困難な場合は、紙面での請求となります。

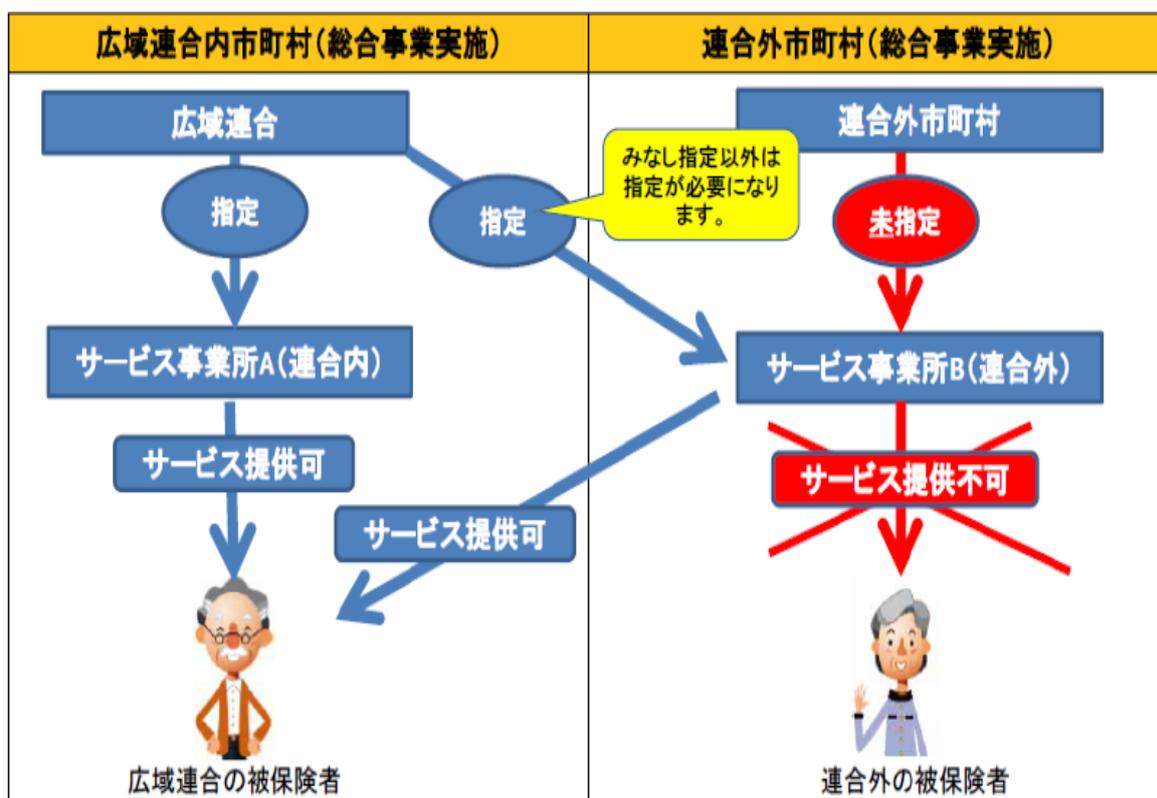
■必要に応じて総合事業用の請求書、給付費明細書等をご使用ください。その際、住所地特例者については、給付費明細欄が異なるのでご注意ください。

総合事業利用者	利用事業所	請求コード
柳川市（広域連合）の介護保険被保険者	市内	柳川市（広域連合）の総合事業サービスコードを使用（※1） 訪問）A1、A2 通所）A5、A6
柳川市に住民票のある住所地特例者（保険者は他市）	市外	
他市の介護保険被保険者	市内	他市の総合事業の総合事業サービスコードを使用。（※2） ※他市に確認してください。
他市に住民票のある住所地特例者（保険者は柳川市）	市外	

※1) H29.4.1以降まで要支援認定期間が残っている場合は、満了まで予防給付の請求コード（訪問61、通所65）を使用します。

※2) 上記は、柳川市、他市ともに総合事業が実施されている前提です。他市が総合事業未実施の場合は、予防給付の請求コード（訪問61、通所65）を使用することになります。

相当サービス・緩和した基準によるサービスを事業者指定により実施する場合のサービス提供の可否



- サービスの提供は事業実施市町村の指定を受ける必要がある。連合外に所在する事業所の指定も可能。
- みなし事業所の場合、相当サービスの提供は可能だが、緩和した基準によるサービスは別途指定が必要。

◆参考資料について

今回ご説明した内容は、以下の資料から抜粋しております。

- ・「介護予防日常生活支援総合事業ガイドライン（概要）」
- ・「介護予防日常生活支援総合事業ガイドライン（本文）」
- ・「介護予防日常生活支援総合事業ガイドライン（Q&A）」
- ・厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」ほか

これらの資料は厚生労働省ホームページにまとめられていますので、総合事業の趣旨を理解するためにも、ご参照くださいますようお願いいたします。